

博士学位論文審査要旨

2019年12月3日

論文題目： 『萬葉集』における訓仮名の基礎的研究

学位申請者： 吉岡 真由美

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 藤井 俊博

副査： 文学部 教授 垣見 修司

副査： 文学部 准教授 山本 佐和子

要 旨：

本研究は、上代の『萬葉集』の訓字主体歌巻の訓仮名の運用の実態について詳細に調査・記述し、訓字との関係から訓仮名の成立基盤を明らかにしようとしたものである。

第一章では、テキスト内で語がどのように書かれるかという表記論の立場に立つことで訓仮名の使用実態の解明を行う必要性を述べた。

第二章では、近世の用字法研究の中で、春登『萬葉用字格』や鹿持雅澄『萬葉集古義』が、契沖『萬葉代匠記』よりは本居宣長『古事記伝』の影響を強く受けたため、訓仮名の位置づけに無理が生じたことを指摘した。『古事記』と『萬葉集』では異なる文字体系があったとの指摘も意味深い。

第三章では、『萬葉集』の多音節訓仮名は、類型的表現に多く用いられ、助動詞にも多様な対応を見せることを明らかにした。また、多音節訓仮名が語を実際に書く中で生じたことなどを指摘した。

第四章では、『萬葉集』の訓仮名が訓字や音仮名と共用される例を数量的に明らかにした。包括的な提示は初めての成果であり、従来言われていた訓字との共用を具体的に示した点は評価される。

第五章では、訓字として稀なものは訓仮名として多く用いられること、また訓字としても訓仮名としても例が多い場合があるなどの実態を明らかにした。同じ音節を表す訓仮名でも頻度や出現位置に差があることから、訓字としてのありようと相関すると指摘した。訓仮名が訓字のありようと深く関わることを詳細に論じたのは初めての成果で、訓仮名の成立基盤を明らかにした点は高く評価される。

第六章では、訓仮名の頻度や出現位置の違いについて、『古事記』などの上代文献とは異なり、『萬葉集』の訓字主体歌巻全般に見られる傾向として訓字との関わりから理解すべきことを解明した。

第七章では、前章までの議論を踏まえ、訓字として繰り返し用いられ固定化した表記が訓仮名としての汎用性を制限したという原理を見出したのは、これまでにない深い理解であると言えよう。

第八章は、音仮名と訓仮名はともに訓字との間に文字列における示差的特徴を持つ点で共通することを述べる。これは音仮名と訓仮名の性格の差を強調する従来の考えを覆す面がある。

『萬葉集』の中の訓字主体歌巻がどのように形成され、その中でどのように仮名表記がテキストとして定着していったのか、さらにこのような表記法が後代にどう受け継がれたかという点は今後の大きな課題として残される。しかし、『萬葉集』の訓字主体歌巻の訓仮名が、訓字の表記に制約された結果として成り立つことを実証的に明らかにしたことは大きな成果であり、本論文は、博士(国文学)

(同志社大学)の学位を授与するにふさわしいと認められる。

総合試験結果の要旨

2019年12月3日

論文題目： 『萬葉集』における訓仮名の基礎的研究

学位申請者： 吉岡 真由美

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 藤井 俊博

副査： 文学部 教授 垣見 修司

副査： 文学部 准教授 山本 佐和子

要 旨：

審査委員3名は、2019年12月3日、午後6時30分から約2時間にわたり、徳照館2階の第2共同利用室において、公開で学位申請者に対して口頭試問を行った。

学位申請者は、審査委員からの質疑応答に対し、提出論文についての『萬葉集』および日本語の表記を中心とした諸側面に関わる専門的知識、また関連する日本語資料や漢籍仏典などの関連諸分野の事柄に関し、的確かつ詳細な応答を行った。その結果、本論文の学術的価値の高さ、および学力水準の高さが確認された。また、ひきつづき行われた語学（英語）試験において、『萬葉集』の表記に関連する英語資料を的確に読解する能力を示し、十分な語学力を備えていることが確認された。よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目：『萬葉集』における訓仮名の基礎的研究

氏名：吉岡 真由美

要旨：

現代において、漢字と仮名とは素材（文字）の違いであるとともに用法（表語・表音）の違いでもある。しかし、日本語を書くための文字として漢字しかなかった上代において、漢字は素材としての側面と、種々の用法としての側面と、その両面を持ちあわせている。本研究では、文字の素材としての側面をいうとき〈漢字〉とし、その表語用法を訓字、表音用法を仮名とする。仮名はさらに、〈漢字〉の音を利用する音仮名と訓を利用する訓仮名とにわけられるが、上代の多くの文献で使用される仮名は音仮名であり、訓仮名はほとんど使用されない。ところが、『萬葉集』訓字主体表記歌巻（巻1～4, 6～13, 16）では、音仮名だけではなく、訓仮名も多用される。本研究は、『萬葉集』訓字主体表記歌巻における訓仮名の使用実態を悉皆的に調査・記述することをおして、同巻においてどのように訓仮名が使用されているのか、その仕組みの解明を試みるものである。

1章では、研究の背景として、これまで訓字主体表記歌巻の仮名のありようについて詳細な検証が行われていないこと、同巻に特徴的な訓仮名の多用についても、どのような仕組みがそれを許容するのかという、表記の規則との関連においてほとんど議論されていないことを確認した。さらに、ここ50年で文字・表記にまつわる用語や観点が多様化してきたことをふまえ、先学の議論を振り返りつつ、文字・表記・書記という用語の定義を行った。そして、テキスト内で文字がどのように運用され、語がどのように書かれているか、その仕組みの解明を目的とする表記論的観点から、訓字主体表記歌巻における訓仮名の使用実態を分析する、という本研究の立場および方針を明らかにした。

2章では、訓仮名の多用が表記論的観点から考究されることの必要性をより明確にするために、近世の用字法研究における訓仮名の位置づけに注目した。従来、近世の用字法研究は、契沖『萬葉代匠記』、春登『萬葉用字格』、鹿持雅澄『萬葉集古義』という系譜で捉えられてきたが、「訓仮名をどのように位置づけるか」という観点に立つと、『用字格』や『古義』は『代匠記』よりも、『古事記伝』の影響が強いことを明らかにした。さらに、『古事記伝』における『古事記』を基盤に据えた用字分類を『萬葉集』に援用した『用字格』『古義』では、訓仮名の位置づけに一部無理や混乱が生じている点に着目して、上代には日本語を書くための文字として〈漢字〉しかないものの、その運用においてはすでに複数の方法があった可能性を指摘した。

3章では、語の表記の側から訓仮名の实態を押さえることを目的として、どの多音節訓仮名が、どのような語の表記で、何回使用されるのかについて調査・記述した。その結果、従来の定説として、多音節訓仮名は文節末の助詞に多く、助詞に比べると活用がある助動詞には使用されにくいとされてきたが、実際は、文節末でも多音節訓仮名での表記が多いものとそうでないものがあること、助動詞の類型的な表現では多音節訓仮名がよく使用されること、また、助動詞と多音節訓仮名との対応関係が必ずしも1対1ではないことなどが明らかになり、従来説の見直しが必要であることを指摘した。そのうえで、形容詞活用語尾や自立語の多音節訓仮名表記ではその前後に多く訓仮名が使用されていることを指摘し、多音節訓仮名は語的なまとまりや文節の明示を狙って選択されたというよりも、類型的な表現の表記として繰り返し使用されたことで、結果的にそのような効果が読み取れるとみたほうがよく、こうした効果については多音節訓仮名それ単

独ではなく、前後の文字も含めた文字列レベルで検証する必要があることを述べた。

4章では、訓仮名として使用される〈漢字〉にはどのようなものがあり、それらが訓字や音仮名など、訓仮名以外の用法で使用されることがあるのかを一覧表に示した。どの程度訓字として使用されるのかは一様でないものの、多くの訓仮名字母が訓字としても使用されていることを指摘した。さらに、『古事記』や『日本書紀』ではこうした〈漢字〉の両用を避ける配慮があることをふまえて、訓字主体表記歌巻における訓仮名と訓字の両用がどのように可能になっているのか、その解明が必要であることを述べた。

5章では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるという4章の結果をうけて、どのような〈漢字〉が訓仮名としてよく使用されるのかについて、訓字との関係という観点から検証した。その結果、訓仮名としてしか使用されないそれ専用の〈漢字〉の大半は訓仮名として稀用であり、頻用される訓仮名の大部分は訓字としても使用されることを指摘し、一見合理的である訓仮名に専用の〈漢字〉が頻用されるわけではないことを明らかにした。さらに、同じ音節を表す訓仮名群に用例数や出現位置の違いがあることを指摘し、そうした違いが各字母の訓字としてのありようの違いと相関することに言及した。

6章では、5章で明らかになった訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いを、訓字主体表記歌巻内部の問題として位置づけるために、(1) 同じ音節を表す訓仮名群の用例数や出現位置の違いはほかの上代の資料でも確認されるのか、(2) 訓字主体表記歌巻における訓仮名群の用例数の差は同巻を構成する各巻の仮名の使用実態とどのような関係にあるか、(3) 訓仮名群の用例数の差は対応する語の違いと相関するか、について考察した。『古事記』や古代の戸籍でも、訓仮名群に用例数の差や出現位置の違いはあるものの、その実態は訓字主体表記歌巻のそれとは異なっていた。また、頻用される訓仮名は同巻を構成する種々の巻で使用されるために用例数が多いこと、訓仮名の用例数の多寡と語の表記における仮名としての汎用性が相関関係にないことを指摘した。これらの結果から、5章で確認された訓仮名群の用例数の差や出現位置の違いは、上代の種々の資料に一般化できるものではなく、訓字主体表記歌巻の内部で、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字の両用を辞さないこととの関係において検討されるべきことが明らかになった。

7章では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるとき、訓字として使用されない字母が訓仮名として頻用されるA、訓字としてもよく使用される字母が訓仮名としても頻用されるB、頻用される訓仮名2字のうち、いっぽうは訓字としてあまり用いられないのに対して、他方は訓字としてよく用いられるC、の3つの型があることを確認した。さらに、各字母が訓字のときにどのような語の表記を担うのか、その際どのような〈漢字〉を前後にとるのかに重点を置いて整理し、その結果と訓仮名としての用例数や出現位置との関係を考察した。ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるとき、両用法は用例数のうえで多様であるが、その根底には、訓字（表語用法）として同じ語の表記を繰り返し担うことで生じた表語性が訓仮名（表音用法）としての汎用性を制限する、というひとつの原理がはたらいていることを指摘するとともに、訓字として用いられる際にある程度固定した表記があることが、訓仮名の認識さらにはテキストの可読性に寄与する側面があることも指摘した。

8章では、訓字との関係という観点から、同じ音節を表す単音節の音仮名と訓仮名との関係について考察した。従来の上代の資料を対象とした研究では、音仮名・訓仮名という属性による仮名の二分類が絶対視されており、両者を横断的に扱うことが少なかったが、本章で、用例数・語の表記における分布・同一語句の表記を担う際の文字列について、両者の関係を分類・検証した結果、いずれの点においても音仮名・訓仮名という属性による二分類が指標になり得ないことが明らかになった。さらに、従来、訓字主体表記歌巻では、ひとつの〈漢字〉が音仮名と訓字に両用されることが少ないと考えられてきたが、実際にはそれほど少なくないことも指摘し、同巻における仮名の分布には、その属性よりも、訓字として使用される際のありようが深くかわる可能性を述べた。

以上の考察をとおして、『萬葉集』訓字主体表記歌巻では、ひとつの〈漢字〉が訓仮名と訓字に両用されるため、ある〈漢字〉が訓仮名としてどのような語の表記でどの程度使用されるかということは、その〈漢字〉が訓字としてどのような語の表記を担うかということとの相関関係のもとに決まると指摘した。訓仮名は訓字のありように強く依存し、訓字で語をどのように書くかという表記法のほりあいのなかで存立し得るということである。従来の研究は、ひらがなの成立およびひらがな文の成立をひとつの到達点とみてきたため、上代の仮名は、その体系化（字体・字形の変化、字母の収斂）および仮名文からひらがな文へという単線的展開のなかで捉えられ、その枠組みから外れる同巻における訓仮名の多用は、文芸的な工夫や推敲による臨時的な産物とみなされてきた。しかし、本研究で示したとおり、訓字主体表記歌巻における訓仮名のありかたは、訓字で語をどのように書くかということとの関係において、表記法上の問題として議論されるべきであり、このことは同巻の音仮名の分布にも敷衍できると見通される。つまり、訓字主体表記歌巻において訓仮名が多用されることは、仮名と訓字とが字体上の示差的特徴を持たない上代において、両用法を共存させる際の一表記法として捉えてよいと考える。